

Gard Alert

バラスト水処理装置の搭載はお早めに

こちらは、英文記事「[Do not wait too long before installing BWM systems](#)」(2018年10月2日付)の和訳です。

主要船級協会の一つが、「バラスト水処理装置の搭載を2022年まで遅らせると、船主は困難に直面する可能性がある」と警告しています。



日本海事協会（ClassNK）は、2018年9月28日付のプレスリリース（[英語](#)、[日本語](#)）の中で、既存船へのバラスト水処理（BWM）装置の早期搭載を推奨しています。同協会に登録されている船舶の搭載状況を分析したところ、2018年8月末時点で以下の状況が確認されています。

- 同協会に船級登録されている船舶7,315隻がバラスト水管理条約（BWM Convention）に従ってバラスト水処理装置を搭載しなければならない状況にある。
- そのうち、現時点で搭載を終えているのは1,915隻のみ。
- 対応を要する5,400隻のうち、半数以上が2022年に搭載期限を迎える。

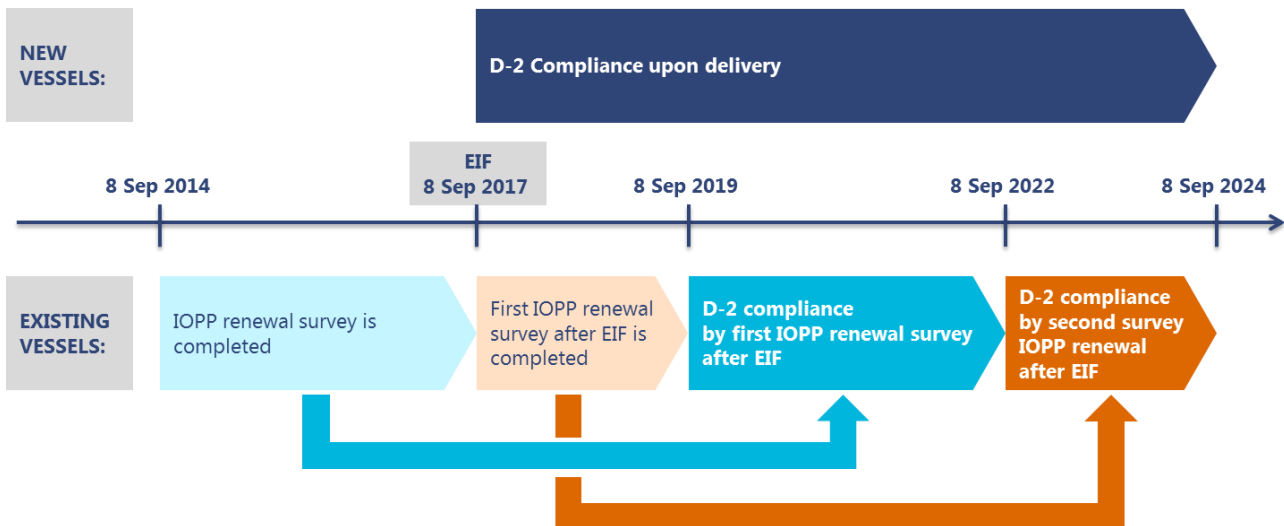
バラスト水処理装置の搭載を期限ぎりぎりまで先送りする傾向は、日本海事協会に船級登録されている船舶の船主に限ったことではないでしょう。処理装置のうち初期設計のものは操作が難しいという報告が複数挙がっているほか、より厳格な米国コーストガードの規則に対して型式承認を受けた装置の数は限られています。そうした状況で、装置の搭載にかかる費用を勘案した場合、船主が期限ぎりぎりまで決定を遅らせることで導入の失敗を回避しようとするのは当然のことです。

とはいえ、現実には、確実な改修・搭載を行うには、効率的かつ費用対効果に優れた方法で実施できる適切な計画が必要です。また、2019年～2022年を搭載日とする注文が積み上がっている状況です。バラスト水装置製造業者協会（BEMA）は「もう期限ぎりぎりだ」としています。2018年9月21日付の[業界宛て公開書簡](#)で、BEMAは業界に対し対応期日は間近に迫っていると注意喚起しています。BEMAは、バラスト水処理装置を搭載し、最適な状態にまで持って行くには相当な時間が必要であり、あまりにも先延ばしする船主は、不遵守状況に陥ったり、船舶の種類や運航実態に適さないソリューションを搭載せざるを得なくなる可能性がある」と強調しています。

早期に対応すると、（導入後の）装置が実際にどう作動するか、会社としての実際の運用、船員が把握しておくべき事柄などを、対応期日前に十分に学べるというメリットもあります。

バラスト水に関する規制（まとめ）

国際海事機関（IMO）が採択したバラスト水管理条約は 2017 年 9 月 8 日に発効し、そのわずか 2 か月前に、第 71 回海洋環境保護委員会（MEPC71）は、いわゆる D-2 排出基準の施行日（船舶のバラスト水処理装置の搭載義務期限）に関し合意に達しました。合意では、一部の船舶については搭載期限を延長したものの、全世界での実施期限を 2024 年 9 月 8 日としました。実施スケジュールの概要は下図を参照してください。



米国のバラスト水規制 ([33 CFR Part 151](#)) が 2012 年 6 月に発効していますが、その内容はバラスト水管理条約に定める要件とは異なります (2017 年 12 月 18 日付 Alert 「[US Coast Guard tightens ballast water compliance \(米国コーストガードがバラスト水規制を強化\)](#)」を参照)。

行動を起こすべき時

バラスト水処理装置の搭載をまだ決めていないメンバーは、可能な限り速やかに準備作業に着手するようにしてください。搭載期限まで数年あったとしても、時間・費用の節減のために今対応しておくべき事柄が多数あります（例えば、搭載作業をドライドック入りの予定と合わせることもその一つです）。そのほか、準備作業に関して次の点にも留意してください。

- バラスト水管理条約に基づく義務のほか、国や地域の規則を十分に理解し、適用基準に準拠するための綿密な戦略を立てること。特に、米国における状況に留意すること。
- 利用可能なバラスト水処理装置の適合性を評価するために、各船舶に関して実行可能性の検証をすること。検討事項としては、船舶の種類と運航実態、バラスト水積載量と比率、所要スペース（例：処理装置の設置面積・容量、物資の安全な保管スペースの確保）、既存装置との統合（例：所要電力、電気機器の保護）、安全衛生（例：化学物質による危険）、船員の業務量の増加（例：操作、保守）があります。

- 「時間的要因」を考慮すること。承認済み処理装置の入手時期と搬入時期は、需要に応じて変動し、造船所の処理能力にも影響を受けます。関係する船級協会や旗国に相談する時間も考慮する必要があります。多くの船主は、バラスト水処理装置の搭載を先送りするために、国際海水汚濁防止証書（IOPP）検査を前もって実施することを選択していますが、その結果、将来の時点（例えば、搭載期限の2022年）において、サプライヤー、ヤード、船級協会が特に多忙になる可能性があります。
- バラスト水処理装置の選定を終えたら、オフィサー・船員は適切な訓練を受け、バラスト水管理に関する義務と役割を果たせるようにならなければなりません。訓練とバラスト水管理条約の周知徹底に関する手順を、会社の安全管理システム（SMS）に組み込み、少なくとも以下の事項を含めることが必要です。
 - バラスト水管理とすべての関連規則の概要
 - 船舶のバラスト水管理計画とそれに伴う義務の把握
 - 船舶のバラスト水管理処理装置の操作・保守
 - 緊急時対応
 - 船舶のバラスト水管理記録簿への入力

Gard はこれまで過去2回、バラスト水管理に関する Member Circular（2017年7月の [No. 4/2017](#) と2017年1月の [No. 17/2016](#)）を発行しており、その中でメンバーの皆様、「欠陥のある」承認済み装置により未処理バラスト水が船外に漏排出したことに起因する賠償責任（過失による未処理バラスト水の環境への流出に対する罰金を含む）や、バラストに関連するその他の環境賠償責任については、Gard Rules とカバー条件に従っててん補可能であることをお伝えしています。バラスト水管理要件違反に関連するその他の罰金に対する保険カバーについては、裁量的に判断されることになります。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。